

貸付種類等一覧

資金種類			貸付限度額	据置期間	償還期間
教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯が学校教育法に規定される高校、大学または高専に修学するのに必要な経費	〈高校〉 月 3.5 万円以内 〈高専〉 月 6 万円以内 〈短大〉 月 6 万円以内 〈大学〉 月 6.5 万円以内	卒業後 6 ヶ月以内	20 年以内
	就学支度費	・低所得世帯が学校教育法に規定される高校、大学または高専への入学に際し必要な経費	50 万円以内		
福祉資金	福祉費	・日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	各資金の種類によって設定あり		
	緊急小口資金	・緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10 万円以内	貸付の日から 2 ヶ月以内	12 ヶ月以内
総合支援資金	生活支援費	・失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活再建までの間に必要な生活費用	〈2人以上〉 月 20 万円以内 〈単身〉 月 15 万円以内	最終貸付日から 6 ヶ月以内	10 年以内
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内		
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60 万円以内		
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地評価額の 70%程度 月 30 万円以内		
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の 70%程度 ・生活扶助額の 1.5 倍以内	契約終了後 3 ヶ月以内	据置期間 終了時

※貸付条件の詳細については窓口にてご相談ください。